

立川の国保

編集・発行

立川市福祉保健部保険年金課
〒190-8666 東京都立川市泉町1156-9
TEL : 042(523)2111、内線1390
FAX : 042(523)2145
EMAIL : hoken@city.tachikawa.lg.jp
(お問い合わせフォームは右2次元コードからアクセス可)。



新型コロナウイルス感染症に関する対応策

令和元年12月以来、中国湖北省武漢市において発生が報告された新型コロナウイルス感染症については、その後日本を含めた世界各国に感染が拡大している状況です。新型コロナウイルス感染症拡大が続いているため、市は市内の景気経済や市民生活に配慮して、国民健康保険に関する傷病手当金などの対応策に取り組んでいます。

傷病手当金(新型コロナウイルス感染症)

傷病手当金は、病気やケガで会社等を休んだ時に生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガで会社等を休み事業主から十分な報酬を受けられない場合に支給されます。被用者保険(会社等の健康保険)の制度で国民健康保険にはありませんでしたが、新型コロナウイルス感染の感染拡大を防止するためには、正規・非正規を問わず、休みやすい環境を整備することが重要であり、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や発熱等の症状があつて感染が疑われる場合には、立川市国民健康保険でも傷病手当金を支給することができるようになっています。

くわしくは、保険年金課(523)2111内線1424にご相談ください。

■新型コロナウイルス感染症

市の取り組み一覧は市ホームページ(右2次元コードからアクセス可)をご覧ください。



対象者	立川市国民健康保険の加入者のうち、給与所得を受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者。
支給要件	勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち勤務を予定していた日(最初の3日間は有給や勤務日でない日を含みます。それ以降の勤務を予定していた日が対象日です)。なお、申請書に事業主の証明が必要となります。
支給額	1日当たりの支給額(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 勤務日数) × (2 / 3) × 支給対象となる日数 ※上限額があります。
適用期間	令和2年1月1日～令和3年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで)

申請には国民健康保険の世帯主および被保険者が記載する箇所と、医療機関や事業主が記載(証明)する箇所があります。相談や申請は、傷病の状況により窓口へ来庁などができる場合もありますので、電話や事業主など代理の方からご連絡いただくな、完治後に相談や届け出を行うようにしてください。

電子マネー収納を導入します (令和4年1月から開始予定)

- 国民健康保険料等を電子マネーで納付できるように、現在準備を進めています。
- 対応する決済事業者のスマートフォンアプリで納付書のバーコードを読み込み、事前にチャージ等をした電子マネーで支払えます。
- スマートフォンからいつでも支払うことができます。
- 市の窓口や金融機関、コンビニエンスストアへ出かける必要がありません。
- 現金を用意する必要がありません。



市民のニーズに対応します



スマートフォンで
簡単に手続き

手元に現金の
用意は不要

自宅や外出先でいつでも
どこでも簡単に支払えます

非対面で支払えるのでコロナ
等の感染や、セキュリティー
面で安心

順次始まります。マイナンバーカードが
保険証として使えます。
事前に登録するだけで利用できます!

くわしくは マイナポータル



マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT ① より良い医療が可能に!



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の状況が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT ② 手続きなしで限度額以上の一時的な 支払いが不要に!



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

このステッカーが
目印!



窓口でのみマイナンバーカードで
マイナ受付

お問い合わせ ☎ 042(523)2111

お手続き 市役所本庁舎1階 保険年金課(6番窓口)

国保・後期高齢者医療の保険証・医療費に関すること、医療費の適正化に関すること 医療給付係 内線1399、1400、1401、1402、1424

国保財政・人間ドック・脳ドック受診利用補助に関すること 業務係 内線1390

特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者医療健康診査に関すること 健康推進課 健康診査(527)3272[直通]、内線4740
(庁舎外:健康会館) 保健指導(527)3272[直通]、内線4730

国保・後期高齢者医療の保険料の計算に関すること 賦課係 内線1406、1407、1416

国保・後期高齢者医療の保険料の納付相談に関すること 収納課 内線1249～1263

国民健康保険制度について

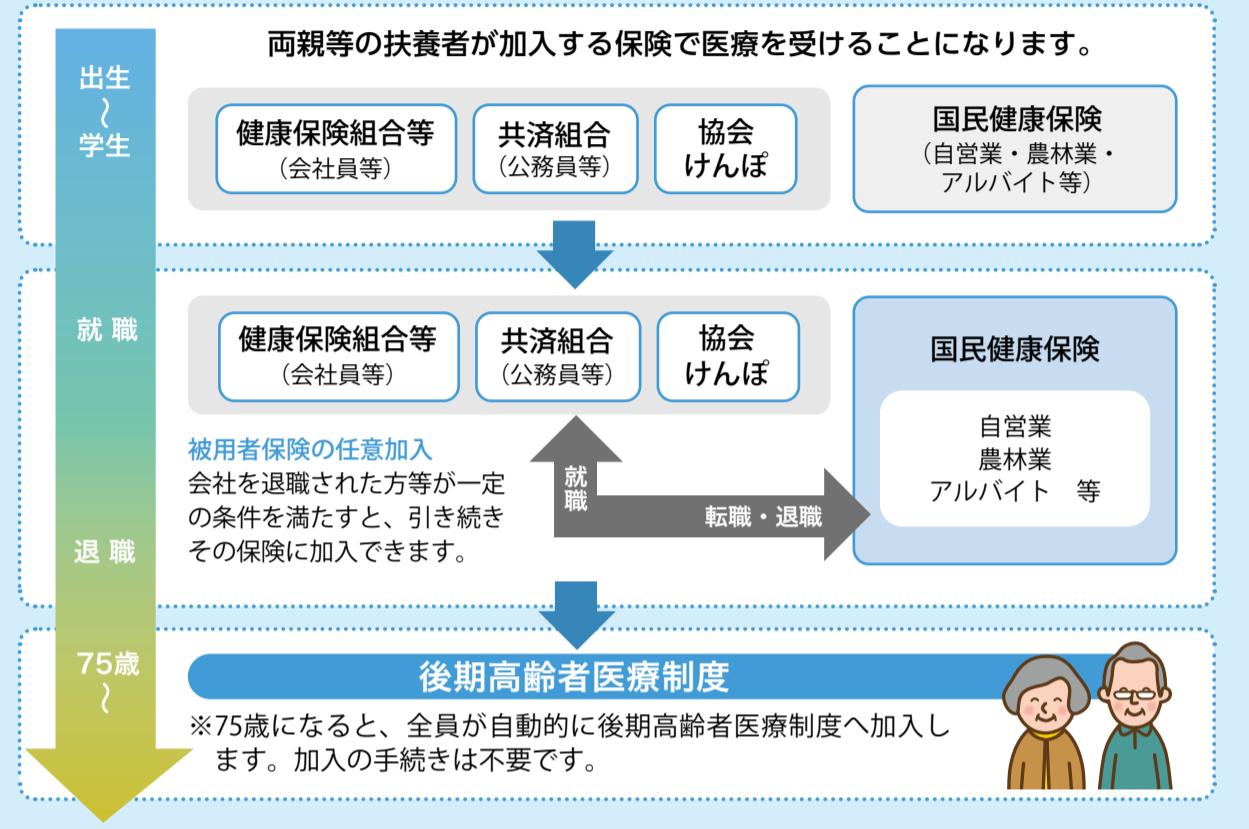
国民皆保険制度とは？

日本では、みんなが安心して医療を受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています（皆保険制度）。

医療保険制度とは、日ごろから被保険者（加入者）が所得などに応じた保険料を出し合うことで、病気やケガをしてしまったときにかかる医療費の負担を軽くすることを目的とした助け合いの制度です。

加入者は医療費の一部を支払うだけで診療が受けられますが、残りの医療費は加入者から納付していただく保険料などを財源として保険者（都道府県・市町村や組合・企業など）が医療機関に支払っています。

あなたが加入する医療保険は？



立川市の国民健康保険

さまざまな医療保険のうち、立川市が運営する国民健康保険（国保）は、お住まいの市町村を単位として組織されている「市町村国保」と呼ばれているものです。

国保では、医療機関を受診したときの医療費が一部負担となるだけでなく、医療費が高額になったときや出産したとき、加入者が亡くなったときなどに、届け出をすることでさまざまな給付を受けることができます。

健康でいきいきとした生活を送るためにも、この制度を正しく理解し、活用しましょう！

国民健康保険の加入・脱退などの手続き

下記に該当するときは、必ず手続きが必要です。

こんなとき	ご用意いただくもの	
転入してきたとき	転出証明書	
他の保険を脱退したとき	加入していた医療保険の資格喪失証明書等	本人確認書類 通帳等、金融機関お届け印（保険料口座振替希望の方）
生活保護を受けなくなったとき	保護受給証明書等	
子どもが生まれたとき	国保加入者の世帯員の保険証	
転出するとき	保険証	
他の保険に加入したとき	国保と加入した医療保険の保険証	
生活保護を受けることになったとき	保護受給証明書等、保険証	
市内転居や氏名、世帯主などが変わったとき	保険証	
保険証の再発行（紛失した場合など）	本人確認資料	
修学のため他の市町村に住むとき	在学証明書、転出先の住民票、保険証	

●保険証を直接お渡しする際には、運転免許証等の本人確認書類が必要となります。

国保資格喪失後の受診について

～保険証は正しく使いましょう！～

お勤め先やご家族の医療保険に加入了にもかかわらず、立川市国保の保険証で受診してしまった場合や、さかのぼって立川市国保の資格を喪失したときは、その間の医療費を立川市に返還していただくことになります。

医療保険が立川市国保以外になったときは、立川市国保の保険証は使用できません。

お早めに脱退の手続きをし、また、医療機関には保険証が変更になったことをお伝えください。

生活習慣・健康支援（糖尿病性腎症重症化予防プログラム）

無料

医療機関の診療情報から対象の方に糖尿病性腎症の重症化予防の生活習慣支援のご案内を送付します。かかりつけ医と連携して保健指導を行います。食事や運動、お薬のことなどお話を伺いながら進めています。

※なお、かかりつけ医の意見や病状等の事情によりご参加いただけない場合もございます。

看護師プラン

2つのプランから選べます！

薬局プラン

専門の看護師が面談や電話で指導します。市役所や関連施設の部屋でお約束した時間に個人面談を行うほか、タブレット端末を利用したオンライン面談もお選びいただけます。

普段利用しているかかりつけ薬局で、くすりを受け取る際に面談を行います。プログラムの参加は、かかりつけ薬局からもご案内いたします。右記のかかりつけ薬局の方はぜひ、ご相談ください。

薬局名	住所
あさひの薬局	柴崎町2-17-20
あさひ調剤薬局	柴崎町2-14-25
アストロ薬局	柴崎町6-19-22
いながき薬局立川栄町店	栄町6-11-11
クリーン薬局	栄町2-59-19
さつき薬局立川店	高松町2-1-27 1階
サンキ薬局	幸町3-1-5
たかまつ調剤薬局	高松町2-25-24
立川調剤薬局	柴崎町2-17-19
ときわ薬局	幸町2-46-4
なの花薬局立川駅前店	柴崎町3-8-2 1階
にしやま薬局	錦町2-7-8
ファーマシーミント柏町薬局	柏町4-2-41
まつなか薬局	西砂町6-6-19

国民健康保険で受けられる給付

医療機関などの窓口での負担 (一部負担金)

医療機関などを受診するときは、保険証などを提示すれば、医療費の一部の負担で医療を受けることができます。

医療機関の窓口で負担する割合(自己負担割合)は右表の通りです。



年齢	自己負担割合	
義務教育就学前まで	2割	
義務教育就学後から69歳まで※1	3割	
70歳から74歳まで※1	2割または 3割	誕生日にかかわらず同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の70歳から74歳までの国保加入者がいる場合は3割になります。※2

※1 70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月)から2割または3割になり、割合が記載された高齢受給者証が交付されます。

※2 同一世帯の収入や所得の状況により2割になるときもあります。該当すると思われる方にこちらから通知しています。

高齢受給者証について

70歳から74歳の方は、本人や世帯員の所得の状況により自己負担割合が異なるため、「高齢受給者証」を交付しています。

高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月)から利用しますので、70歳を迎える月に郵送で送付しています。

受診の際には保険証と一緒にご提示ください。

一部負担金の減免・徴収猶予

申請が必要です

災害や、病気、ケガ、失業その他の特別な事情により著しい損害を受け、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困窮し、支払いが困難な場合に、一部負担金の減免または猶予の制度があります。

なお、減免は3か月以内、猶予は6か月以内となります。

国民健康保険にはほかにもこんな給付があります

申請が必要です

療養費

全額自己負担したときなど

やむを得ず保険証を持たずに医療機関などを受診し、医療費の全額を支払ったときや、医師の指示により補装具を作ったときなどに支給されます。申請には、「診療報酬明細書」や「医師の証明書(作成指示書や同意書)」および医療機関にお支払いになった際の「領収書」が必要です。

● 療養費申請に必要なもの(全て原本)

	診療報酬明細書	医師の同意書・指示書	領収書	パスポート
やむを得ず全額自己負担したとき	○		○	
補装具を購入したとき※1		○	○	
海外渡航中に診療を受けたとき	○ (翻訳も必要)		○ (翻訳も必要)	○

※1 治療用装具の写真が必要な場合があります。

申請に必要なもの

- 受診した方の保険証
- 世帯主名義の口座のわかるもの
- その他(下表参照)



高額療養費



医療費が高額になったとき

1か月に支払った医療費が世帯ごとに決められた自己負担限度額を超えたときに支給されます。該当の方には診療の約3か月後に市からお知らせを送付しています。

また、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関で提示すると医療機関での支払い時に限度額までの支払いにすることもできます。

入院時食事費用の減額



入院するとき

住民税非課税世帯の方が入院する際は、食事にかかる標準負担額が減額されます。事前に「標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

申請に必要なもの(退院後に請求する場合)

- 対象者の保険証
- 90日以上入院しているときは入院期間が確認できる領収書(所得区分才またはIIの認定証をお持ちの方のみ)

出産育児一時金



申請に必要なもの

- 出産した方の保険証
- 世帯主名義の口座がわかるもの
- 領収書
- 直接支払利用の有無が確認できる書類
- 医師の証明書(死産・流産のときのみ)

出産したとき

加入者が出産したとき、一時金が支給されます。加入者の負担軽減のために、出産費用の支払いの一部に一時金を充てることができる「直接支払制度」「受取代理制度」があります。事前に出産する病院などにご確認ください。なお、出産費用が一時金に満たないときや、直接支払制度・受取代理制度を利用していないときは、申請が必要です。

●手続きや申請によっては、マイナンバーの記載が必要な場合があります。記載にあたりマイナンバーカード、もしくは通知カード、身元確認書類などが必要になります。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

葬祭費



亡くなったとき

加入者が亡くなられたとき、その方の葬儀を行った喪主の方に葬祭費として5万円が支給されます。

申請に必要なもの

- 亡くなられた方の保険証
- 喪主名義の口座がわかるもの
- 喪主が確認できる領収書か会葬礼状

健康診査等で生活習慣病を早期発見！早期予防！

特定健康診査はメタボリックシンドロームの早期発見と予防・改善を目的としており、糖尿病や心筋梗塞などの早期発見に役立ちます。より詳細な項目を検査する、人間ドックと脳ドックの利用補助も行っています。健康診査等を活用して、ご自身の生活習慣を振り返るきっかけにしましょう。

	特定健康診査	または	人間ドック	脳ドック
対象者	40歳以上の立川市国保加入の方		30歳以上の立川市国保加入の方 ・脳ドックは、50歳以上の方は年度に1回、50歳未満の方は2年度に1回となります	
実施期間	令和3年5月15日～令和4年3月31日		令和3年4月1日～令和4年3月31日	
費用	無料 (大腸がん検査 追加希望者のみ 300円)		各医療機関によって異なる 人間ドック 20,000円 補助 ・税込受診費用が補助金額を下回る場合は実費分まで。最大 35,000円 分の 補助 !	各医療機関によって異なる 脳ドック 15,000円 補助
実施場所	立川市内医療機関等およそ130か所		下記必須項目を満たせば全国どの医療機関でも可 左記健康診査項目のほか、 眼底・眼圧・視力・聴力・呼吸機能・ 胸部X線・胃部X線・食道部X線・ 十二指腸X線・血液詳細検査・ 大腸がん検査	MRI、MRA
内容	問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査 ・理学的検査(視診等)・尿潜血・総コレステロール・腎機能等 ▶医師の判断による追加や希望者のみ 胸部X線・心電図・眼底・大腸がん検査		申請手続きや契約医療機関一覧については、立川市ホームページをご覧いただけ か、保険年金課窓口、各連絡所にあります「案内チラシ」にてご確認ください。 また、「案内チラシ」の郵送を希望する方は、保険年金課業務係へお電話ください。	
案内書類	対象者に受診券を送付します。 年度途中に国保に加入された方などは、健康推進課へお電話ください。			
受診に関する注意点	新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療機関によっては、医療体制に十分な余裕がなく特定健診等の受け入れが難しい場合があります。状況に応じ、受け入れをお断りしたり、ご希望の受診日で受診できなかったり、受診時間を限定したりする場合があります。その場合は、ほかの医療機関での受診や日程の再調整をご検討いただくなど、医療機関の対応能力を守るため、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。	補助に関する注意点	①健康診査と人間ドック補助は、年度内に どちらか1回 しか利用できません。 ただし脳ドックと特定健康診査の併用は可能です。 ②保険料の未納がある場合は、ご利用いただけない場合があります。 ③ 結果票の提出が必須となります。提出いただけない場合は補助できません。	

・後期高齢者医療制度にも同様の制度があります。

保険料率等をすえおきました

新型コロナウイルス感染症拡大が続くことから、令和3年度の保険料率と年間賦課限度額を、令和2年度水準にすえおきました。

●令和3年度の保険料率等

区分	計算の基礎	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40～64歳の方のみ)
所得割	前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を引いた額(=①)	①×6.58%	①×2.24%	①×1.69%
均等割	加入者1人当たり	32,100円	11,700円	14,500円
	年間賦課限度額 (1世帯当たり)	610,000円	190,000円	160,000円

Point 保険料の計算方法と納付義務者

国民健康保険料は、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」で構成され、加入者それについて『所得割』(所得に応じて計算される保険料)と『均等割』(1人当たりに定額でかかる保険料)を計算し、世帯で合算したものが各世帯の1年間(4月から翌年3月)の保険料になります(年度途中の加入の場合、令和4年3月までの加入月数に応じて計算します)。

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主の方が会社の保険等に加入されていても、同一世帯の方が国保に加入している場合は、世帯主の方宛てに納入通知書等をお送りします。

保険料の軽減・減免などについて

②～④については申請が必要です。

①所得が少ない世帯への軽減

世帯主および加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)が、以下のような世帯は、保険料の均等割額を自動的に軽減します。

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28.5万円×加入者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×加入者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

- ・65歳以上で公的年金を受給されている方がいる世帯は、公的年金所得から15万円を差し引いた額を軽減判定所得とします。
- ・保険料は前年の所得に応じて計算されます。**前年に所得がなかった方も、その旨を申告することにより上記軽減の対象となることがありますので、忘れずに申告をお願いします。**

②非自発的失業者にかかる保険料の軽減

会社の倒産やリストラなどにより離職された方が一定の要件を満たした場合、給与所得を100分の30として所得割の保険料を算定します。申請にはハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」が必要です。詳細はお問い合わせください。

③旧被扶養者であった方への保険料の軽減

会社の健康保険などの「被用者保険」に加入していた方が75歳になり「後期高齢者医療保険」に加入したこと、その被扶養者の方(65歳以上75歳未満)が、新たに国保に加入する場合、申請により保険料の軽減が受けられます(加入から2年を経過する月まで均等割額を5割軽減します)。

④保険料の減免・納付猶予

災害・病気・ケガ・失業その他特別の事情により、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、生活困窮のため保険料の納付が著しく困難と認められる場合には、納期限までに申請することで、保険料が減免されることがあります。また、徴収を一時的に猶予できる場合もあります。